

生協の貸付事業に関わる主な法令・通達

2019.8.30 上田

1. 旧生協法での貸付事業

生協法では生協が行うことのできる事業は限定列挙されており、事業の種類を旧生協法では6種類、2008年4月施行の改正生協法では8種類を記載している。

貸付事業は共済事業の付随的事業として位置づけられており、1948年制定の生協法のもとで生協の貸付事業は厚生省社会局長の通達で①共済事業の付随的事業として生活資金（当時概ね5000円以内）を貸付ける、②貸付原資は出資金または金融機関からの借入でまかない、預貯金類似行為は禁止、③貸付の上限金利は年12%以下、との条件が示されていた。資料1参照

2. 生協法改正と資金業法改正

2006年に貸金業法改正案が成立した。この貸金業者の規制強化とあわせ借手対策として2007年に多重債務問題改善プログラムが策定され、生協の貸付事業が「顔の見える借入できなくなった人のセーフティネット」として位置づけられた。他方、規制を逃れるため貸金業者が生協陣営に流入する懸念もあった。その結果、2008年の生協法改正と施行規則の改定にあわせて生協の貸付事業を改正貸金業法と同等以上の業務規制を加えることとし貸金業者の生協陣営流入防止措置とした。貸付事業向けの監督指針では貸付事業を実施する生協の出資配当禁止措置も盛り込まれた。資料2参照（消費生活協同組合法令ハンドブック P2・399・462・494も参照）

3. 生協の貸付事業への期待と規制緩和

国の方針として生協の「セーフティネット貸付事業」を広げるとしたこともあり、信用生協や日本生協連の要望に応える形で規制緩和が図られてきた。

■2010年「施行規則」及び「貸付事業向けの総合的な監督指針改定」 資料3

- (1) 貸付事業実施生協が県域を超えての事業実施を条件付きで可能とした。
- (2) 貸付事業実施生協の出資配当禁止規定を削除

■2013年「生協業務室通知」 資料4

貸付原資の調達を目的とする組合債（組合員借入金）の発行を可能とした。

■2013年「生協法施行規則改定」 資料5

共済生協が貸付原資を融資をする際、融資の際の要件であった「担保・保証」を不要とした。

■2014年「生協業務運営基礎研修資料」 資料6

生活困窮者自立支援法と生協の関係

■2015年「生協業務室 事務連絡」 資料7

相談事業は相談件数で管理し100/100まで員外利用を認め、相談・貸付事業の場合の相談は員外利用規制の対象外とした。

生活資金の貸付事業について

244

生活資金の貸付事業について (その1)

〔昭和24年5月4日 社乙第部119号
各都道府県知事宛て 厚生省社会局長通知〕

標記の件に関し別紙甲号の通り後乗知事より照会があったので、乙号の通り回答したから
知らせたい。

〔甲号〕 (該章基知照より照会)
消費生活協同組合の共済事業として、次の如く事業を認めたいと思うが如何。(共済事業特別
会誌とする。)

- 1 (1) 組合員から1口500円の共済資金を繰出せしめる。
- (2) 組合員が病氣、不慮の災害等にて生活上必要ある場合には5,000円の範囲内で共済資金の
貸出をする。
- (3) 借受者が右共済資金を借受けた場合は所定の料子を支払う。
- (4) 借受けた共済資金は月賦等の方法にて返済する。
- 2 1の(1)の場合の1口の繰出金額を一律にしないで10円乃至100円の範囲で調整せしめ
る。
- 3 右の貸出金となさしめないで資金は借入金で賄う。
- 4 資金は一部繰出金、一部借入金で賄う。

(乙号)

消費生活協同組合の共済事業に関する件

〔昭和24年5月4日 社乙第部119号
各都道府県知事宛て 厚生省社会局長通知〕

かねて照会中の標記の件に関し大蔵省銀行局長より別紙の通り回答があったから知らせたい。

消費生活協同組合の共済事業について

〔昭和24年4月26日 貸付第202号
厚生省社会局長宛て大蔵省銀行局長回答〕

4月7日付社第第610号をもって照会中の標記の件については、左記の通り知らせたい。

生活資金の貸付事業について

245

生活資金の貸付事業について (その2)

記

消費生活協同組合が、その共済事業として生活資金の貸出を行うのは差支えないと思われるが、
その資金は、当該組合の出費を又は借入金をもって賄うべく、これがため貯金類のものを受入
れることは、不可と思われる。

〔照会〕

〔昭和24年4月11日 厚第509号 厚生省社会局長宛て
佐賀県民生部宛〕

消費生活協同組合の共済事業として次のような事業を認めてよいか御指示願いたい。
なお、このことについては昭和24年5月4日付社乙第第119号標記の件についての趣意がある
が右の趣意はこれが資金を出借金又は借入金をもって賄うよう指示されているが、理
組合の現状からみて借入金又は借入金をもって賄うことは不可能のこととならねばならぬので
別途の方法によるかを支えないか、かきおて御指示を願いたい。

- 1 組合員から出費金の他に共済事業のみの共済資金を繰出せしめる。(1回限り又は毎月の可
れかの方法による。)
- なお、この場合組合員(共済資金借受者)に対し組合より所定の料子を支払う。
- 2 右共済資金は共済事業特別会社とし組合員の病氣又は不慮の災害等で生活上必要ある場合に
共済資金の貸出を行い所定の料子を徴する。なお、共済資金は月賦等の方法で返済させる。

〔回答〕

〔昭和24年5月9日 佐賀県民生部宛て
厚生省社会局長宛て〕

昭和24年4月11日厚第509号を以て照会にかかるとの標記の件、左記の通り回答する。

記

- 1 組合員から出費金の他に、共済事業のみの資金を繰出させるのは、それが資金の意味ならば
差支えないが、借入金の趣意、すなわち、貸付けの目的であれば借入金と考えるもので、生
協の事業の範囲を逸脱することになるから、認められない。
- 2 従って、第1項趣意の件は、問題とならない。
- 3 従って、共済事業は、原則として組合の出費金又は借入金で賄うべく、それから組合員の
病氣その他不慮の災害で出費で生活上必要ある場合に共済資金を貸出すのは差支えない、その際共

済事業を特別会計とすることが望ましく、又此種の利率（年1割2分以下）を徴するのは差支えない。なお、貸付けた共済資金を月賦等で返済させるのは差支えない。

消費生活協同組合が共済事業の一部として質屋類似の事業を行うことの可否について

〔問会〕 昭和26年4月12日 民生院第59号 厚生省社会局長あて
東京都民生局長

管内一生活協同組合より共済事業の一部として質屋類似の事業を行いたい旨申出があったが、生活協同組合としてこのような事業を行い得るかどうかが如何い致します。

備考

- 1 組合員を対象に出資金及び借入金その他により組合員の生活に必要な資金を貸付ける。（預貯金に類するものは徴収しない。）
- 2 貸付ける場合食料その他を質に預り貸付期間中貸付金額に対し利率を徴収する。
- 3 期限までに貸付金の返済のない場合は質屋業と同じく取扱う。

〔回答〕 昭和26年5月22日 社発第47号 東京都民生局長あて
厚生省社会局長

昭和26年4月12日民生院第59号を以て問会にかかふる標記の件、左記の通り回答する。

記

- 1 組合員に対して、偶発的事故に際して必要な生活資金を貸付けることは、共済事業本来のあたりである給付を行う体系に対し、副次的体系として行って差支えないが、それは出資金、借入金、又は掛金の余裕を以て行うべく、特別に預貯金類似のものを徴収してはならない。
- 2 貸付ける場合に、一般民法の規定に従って質物をとることは差支えない。利率は、とつてよみが組合共済事業の趣旨から見て、年1割2分以下の利率とされたい。
- 3 質屋業の場合のように、あらかじめ流質契約の締結はできないから、期限迄に貸付金の返済無き場合に、質権の実行は一般民法の規定によって行われなければならないこととなり、その手続は相当額になる上、質料等に対する質権の保留設備もないから質物をとることは好ましくないものではない。

資料 2 改正生協法、生協法施行規則

(1) 改正生協法で貸付事業が本文に明記されたが、その背景に関して平成 20 年 1 月 18 日開催の消費生活協同組合担当課長会議資料に簡単な記載がある。下記 URL 参照

[https://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/1aaa46e70ee1fd3f4925762400283710/\\$FILE/20090901_6shiryoku_all_3.pdf](https://www.wam.go.jp/wamappl/bb16GS70.nsf/0/1aaa46e70ee1fd3f4925762400283710/$FILE/20090901_6shiryoku_all_3.pdf)

(2) 改正生協法で貸付事業に関連する条文

①生協法全文は下記の URL から。

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail/323AC0000000200_20160529_426AC0000000045/0?revIndex=1&lawId=323AC000000200&openerCode=1

②生協法本文の中で貸付事業に関連する条文は下記の通り。

(事業の種類)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して組合員に供給する事業
- 二 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業（第六号及び第七号の事業を除く。）
- 三 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- 四 組合員の生活の共済を図る事業
- 五 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
- 六 組合員に対する医療に関する事業
- 七 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて組合員に利用させるもの
- 八 前各号の事業に附帯する事業

(貸付事業の運営に関する措置)

第十三条 共済を図る事業のうち、組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業（以下「貸付事業」という。）を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、厚生労働省令で定めるところにより、当該貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける組合員の利益の保護を図るために必要な措置であつて厚生労働省令で定めるものを講じなければならない。

(貸付事業規約)

第二十六条の四 組合は、貸付事業を行おうとするときは、規約で、その実施方法及び貸付けの契約に関して厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。

(貸付事業を行う組合の純資産額)

第五十一条 貸付事業を行う組合（職域による消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えないものを除く。）の純資産額は、当該貸付事業を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上でなければならない。

- 2 前項の政令で定める金額は、五千万円を下回つてはならない。
- 3 第一項の純資産額は、厚生労働省令で定めるところにより計算するものとする。

(3) 生協法施行規則と貸金業者との相違点

①生協法施行規則は下記の URL から全文把握できます。

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=323M40000341001

②貸付事業に関する施行規則で貸金業と異なる規定は以下の通り。

(貸付事業の運営に関する措置)

第五十一条 法第十三条の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

五 貸付事業の業務を貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下この条において同じ。）

に委託しないための措置

十二 貸付けに係る契約の締結に際し、年十二パーセントを超える割合による利息（みなし利息を含む。次号において同じ。）の契約を締結しないための措置

十四 貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となろうとする者に対し、債務履行担保措置（当該契約に基づく債務の履行を担保するための保証及び保険並びに当該契約に基づく債務の履行を担保するために土地及び建物その他の財産を担保に供することをいう。以下この号において同じ）に係る契約を、債務履行担保措置を業として営む者と締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としないための措置

十五 貸付けに係る契約について、当該組合が、業として保証を行う者（次号において「保証業者」という）と保証契約を締結しないための措置

十六 貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となろうとする者に対し、保証料に係る契約を、保証業者との間で締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としないための措置

三十 貸付けの契約を締結しようとする場合（当該契約の相手方となろうとする者が多重債務者等である場合に限る。）には、当該契約を締結するまでに、当該契約の相手方となろうとする者に係る貸金業者その他の金融機関等からの金銭の借入れ等による債務を可能な限り整理し、かつ当該契約の相手方となろうとする者の経済生活の再生が行われるよう解決すべき課題の把握（以下この条及び第五十七条において「アセスメント」という。）を行い、アセスメントの結果に基づき生活再建のための計画を策定するための措置

七 多重債務者等である組合員又は当該組合員の親族で当該組合員と生計を一にする者の生活のために緊急に必要と認められる資金の貸付けに係る契約（債務を既に負担している組合員が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約を除く。）であつて、当該契約を締結することにより多重債務者等である組合員の経済生活の再生に寄与するとともに、当該組合員の返済能力を超えないと認められるもの

12 第一項第三十号及び第九項第七号に規定する「多重債務者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 貸金業者その他の金融機関等からの金銭の借入れ等による債務を負っている者であつて、支払不能に陥るおそれのある者又は現に支払不能に陥っている者

二 過去に前号で定める者であつたため、又はその他の理由により、貸金業者その他の金融機関等からの金銭の借入れが難しい者

資料 3 県域規制の条件付緩和 施行規則と監督指針の改定

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb6180&dataType=1&pageNo=1

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令について

平成 22 年 5 月 21 日

(社援協発 0521 第 1 号)

各都道府県消費生活協同組合主管部(局)長あて

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活協同組合業務室長

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令(平成 22 年厚生労働省令第 72 号)を公布したところであるが、その主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 改正の概要

(1) 貸付事業を行う地域生協の県域規制の緩和(消費生活協同組合法施行規則(昭和 23 年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第 1 号。以下「規則」という。)第 1 条の 2 の新設)

地域生協が、次の①及び②の事業を併せ行う場合に、隣接都府県等において事業を行うことを可能とする。ただし、共済事業を兼業している場合を除く。

① 多重債務者の経済生活の再生を図る事業(次のイ及びロに掲げる方法により行うもの限り、隣接都府県等において行うものにあつては、当該隣接都府県等の協力を得るとともに、多重債務者の債務の整理が確実に行われるための態勢を整備した上で行うものに限る。)

イ アセスメント

ロ 債務整理等貸付

② 過去に多重債務者であったため又はその他の理由により金銭の借入れが難しい者の経済生活の再生を図る事業(次のイ及びロに掲げる方法により行うもの限り、隣接都府県等において行うものにあつては、当該隣接都府県等の協力を得て行うものに限る。)

イ アセスメント

ロ 生活資金貸付

それがあるため、規則第 66 条を改正し、規則第 136 条と文言の一致を図ることとする。

2 施行日 平成 22 年 5 月 21 日

「貸付事業向けの総合的な監督指針」新旧比較表

(傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p>目次</p> <p>Ⅲ 貸付事業の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅲ-1-1 一般的な監督事務</p> <p>Ⅲ-1-2 検査担当との連携</p> <p>Ⅲ-2 貸付事業を行う際の定款・貸付事業規約の認可</p> <p>Ⅲ-2-1 一般的な認可の事務</p> <p>Ⅲ-2-2 隣接都府県に区域を拡大する場合の認可の事務</p> <p>Ⅲ-3 行政処分を行う際の留意点</p> <p>Ⅲ-4 その他の留意事項</p> <p>Ⅲ 貸付事業の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 貸付事業を行う際の定款・貸付事業規約の認可</p> <p>Ⅲ-2-1 一般的な認可の事務</p> <p>貸付事業規約の設定並びに変更等の事務処理については、以下のとおり取扱うものとする。</p> <p>法第40条第6項に規定する規約の設定の認可の申請書には、施行規則第161条第1項の規定により、当該規約及び理由を記載した書面、定款、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、内部規則等及び総会の議事録の謄本を、変更の認可の申請書には、施行規則第161条第2項の規定により、当該規約の新旧の比較対照表及び理由を記載した書面並びに定款、事業報告書、貸借対照表、損益計算</p>	<p>目次</p> <p>Ⅲ 貸付事業の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-1 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅲ-1-1 一般的な監督事務</p> <p>Ⅲ-1-2 検査担当との連携</p> <p>Ⅲ-2 貸付事業を行う際の定款・貸付事業規約の認可</p> <p>(項目の追加)</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅲ-3 行政処分を行う際の留意点</p> <p>Ⅲ-4 その他の留意事項</p> <p>Ⅲ 貸付事業の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 貸付事業を行う際の定款・貸付事業規約の認可</p> <p>(項目の追加)</p> <p>貸付事業規約の設定並びに変更等の事務処理については、以下のとおり取扱うものとする。</p> <p>法第40条第6項に規定する規約の設定の認可の申請書には、施行規則第161条第1項の規定により、当該規約及び理由を記載した書面、定款、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、内部規則等及び総会の議事録の謄本を、変更の認可の申請書には、施行規則第161条第2項の規定により、当該規約の新旧の比較対照表及び理由を記載した書面並びに定款、事業報告書、貸借対照表、損益計算</p>

書、附属明細書、内部規則等及び総会の議事録の謄本を添付しなければならない。また、廃止の認可申請書には、施行規則第161条第3項の規定により、当該規約及び理由を記載した書面並びに定款、及び総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

なお、規約の設定及び変更の認可に当たっては、次の事項に留意すること。(認可申請書は別紙様式2~4)

(中略)

- ⑨ 生協では、協同組合の理念により、各組合員はその出資口数の多少にかかわらず、各々1個の議決権及び選挙権を有するという原則がとられている。(法第17条第1項)また、1組合員の出資口数が余りに多いと、その者が脱退すれば、払込済出資額の払戻により、組合の経営が著しく困難となる危険があるため、事実上大出資者の意思が偏重されるおそれがある。そこで法第16条第3項において、1組合員の出資口数の4分の1を超えてはならないと規定されている。
- 特に貸付事業を行う組合においては、保有すべき最低純資産額が定められていることから、1組合員の有することのできる出資口数の限度を、組合の置かれた実情に応じて、当該組合の定款で4分の1からさらに制限することが望まれる。

(削除)

書、附属明細書、内部規則等及び総会の議事録の謄本を添付しなければならない。また、廃止の認可申請書には、施行規則第161条第3項の規定により、当該規約及び理由を記載した書面並びに定款、及び総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

なお、規約の設定及び変更の認可に当たっては、次の事項に留意すること。(認可申請書は別紙様式2~4)

(中略)

- ⑨ 生協では、協同組合の理念により、各組合員はその出資口数の多少にかかわらず、各々1個の議決権及び選挙権を有するという原則がとられている。(法第17条第1項)また、1組合員の出資口数が余りに多いと、その者が脱退すれば、払込済出資額の払戻により、組合の経営が著しく困難となる危険があるため、事実上大出資者の意思が偏重されるおそれがある。そこで法第16条第3項において、1組合員の出資口数の4分の1を超えてはならないと規定されている。
- 特に貸付事業を行う組合においては、保有すべき最低純資産額が定められていることから、1組合員の有することのできる出資口数の限度を、組合の置かれた実情に応じて、当該組合の定款で4分の1からさらに制限することが望まれる。
- また、生協では、剰余金の割戻しについて、利用分量に応じて割り戻すことを基本としている。(法第2条)
- 特に貸付事業を行う組合において、利用分量に応じて剰余金を割り戻すことは、実質的に、債務者の支払う利息を軽減する意味を持つことから、好ましいことである。
- 他方、出資額に応じて割戻し(出資配当)を行うことは、出資配当のみを目的に過大に出資することを防止する観点から、定款で禁止する必要がある。

<p>Ⅲ-2-2 隣接都府県に区域を拡大する場合の認可の事 <u>務</u></p> <p>施行規則第1条の2に基づき、地域生協が隣接都府県に区域を拡大する場合の定款及び規約の認可に当たっては、下記の要件が満たされていることを確認すること。</p> <p>(1) 共済事業を兼業していないこと</p> <p>(2) 次の①及び②の事業を併せ行っていること</p> <p>① 多重債務者の経済生活の再生を図る事業（次のイ及びロに掲げる方法により行うものに限る。隣接都府県等において行うものにあつては、当該隣接都府県等の協力を得るとともに、多重債務者の債務の整理が確実に行われるための態勢を整備した上で行うものに限る。）</p> <p>イ アセスメント</p> <p>ロ 債務整理等貸付</p> <p>② 過去に多重債務者であったため又はその他の理由により金融の借入れが難しい者の経済生活の再生を図る事業（次のイ及びロに掲げる方法により行うものに限る。隣接都府県等において行うものにあつては、当該隣接都府県等の協力を得て行うものに限る。）</p> <p>イ アセスメント</p> <p>ロ 生活資金貸付</p> <p>なお、上記の要件を確認するに当たっては、下記の点に留意すること。</p> <p>(1) 隣接都府県等の協力が得られていることを確認する方法としては、例えば、協定書や業務委託契約書又はその写しによって確認することが考えられる。</p> <p>(2) 弁護士会又は司法書士会の協力が得られている場合には、多重債務者の債務の整理が確実に行われるための態勢が整備されているものと解して差し支えない。また、当該態勢が整備されていることを確認する方法としては、例えば、弁護士会又は司法書士会からの協力文書又はその写しによって確認することが考えられる。</p>	(新設)
---	------

資料4 2013年「生協業務室通知」貸付原資を目的とする組合債（組合員借入金）を可とする。

消費生活協同組合法関係 Q&A

II. 疑義照会事項

1. 組合債の発行

(問) 生協の貸付事業において、貸付原資の調達手段として組合債を発行することは可能か。

(答)

1. 生協の運営は、貸付事業に限らず組合員の出資金を主体として運営されるのが建前であるが、やむを得ず組合債を発行すること（組合員からの借入）は差し支えない。

2. なお、組合債の発行に際しては、出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律）等に抵触しないよう、「消費生活協同組合の指導育成について（昭和45年7月16日付社生発第61号厚生省社会局長通知）」等において示されている以下の点に留意されたい。

【組合債を発行する場合の留意点】

- ・借入金額、募集期間、返済時期等の借入条件を明示すること
- ・借入資金の使途を明確にし、当該事業概要及び事業計画を明示すること
- ・借入れの募集を組合員のみに限ること

資料5 貸付原資の融資の際の担保・保証要件 緩和

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/11052/00124798/250401syoureituti2.pdf>

社援協発0329第3号

平成25年3月29日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室長

（公印省略）

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令
及び消費生活協同組合における共済計理人の確認の
基準の一部を改正する告示について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第48号）及び消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第109号）が公布されたところであるが、その主な内容は下記のとおりであるので、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令及び告示の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

第1 改正の趣旨及び内容

1 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

(1) 例外的に組合員以外の者に事業を利用させることができる場合として、以下を追

加する。(消費生活協同組合法施行規則(昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下「規則」という。)第9条第2項、第11条)

ア 災害時等において長期間被災地以外での避難生活を送る避難者に対応するため、組合が「一時的に生活に必要な物品が不足する地域」以外において、必要と認められる期間物品を供給する場合。

イ 組合への加入を検討する意思がある者に対し、1ヶ月以内の期間を定めて試行的に物品の宅配事業を行う場合。

ウ 職域による組合が、組合員以外の者が職域を訪問した際、組合が運営する協同施設全般の利用をさせる場合、また、職域を訪れようとする者に対する交通手段や宿泊の手配等のサービス提供を行う場合。

(2) 特別目的会社が当該特別目的会社に対する出資者の子法人等に該当しないものと推定する旨の定めを削る。(規則第113条第1項及び第210条第4項)

(3) 組合の規約の変更について、総会の決議を必要としない事項として、「事業の実施に関する事項(規則第55条第1項第1号)に係る技術的事項の設定・変更」を追加する。(規則第157条)

(4) 組合が組合に対して行う貸付けのうち、貸付金の使途が組合が行う貸付事業のための資金である場合には、担保や保証を不要とすることとする。(規則第201条及び第202条)

(5) 組合の解散の認可申請書の添付書類のうち財産目録、貸借対照表を不要とする。(規則第234条)

(6) その他所要の改正を行う。

2 消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示

(1) 3号収支分析を行う際の将来の時点における資産の額として算出される額について、現行では資産運用リスクのみを控除しているが、損害系共済のリスクの大部分を占める共済リスクも考慮する必要があることから、共済リスクも控除対象に加える。(消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準(平成21年厚生労

働省告示第445号。以下「基準」という。)第9条第3項)

- (2) 3号収支分析を行った結果、将来の時点における資産の額として算出される額が、将来の時点における負債の額として算出される額を下回った場合に、共済計理人が、組合が一定の事業運営の方針の変更を直ちに行うのであれば事業継続基準不足相当額を解消することができる旨を意見書に記載することができる事項として、「共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再に係る方針の見直し(実現可能と判断できるものに限る。)」を追加する。(基準第12条第3項)

第2 施行・適用時期

1 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

(1) 公布の日

平成25年3月29日

(2) 施行・適用期日

平成25年4月1日

(3) 経過措置

この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則第113条第1項ホ及び第210条第4項の規定は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示

(1) 公布の日

平成25年3月29日

(2) 施行・適用期日

平成25年3月31日以後に終了する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務から適用する。

資料 6 2015 年「生協業務室通知」

平成 26 年 5 月 28 日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室 消費生活協同組合業務運営基礎研修資料より
「生活困窮者自立支援法と生協の関係について」

生活困窮者自立支援法について	
法の趣旨	生活困窮者自立支援法とは、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律。
生協に期待される役割	自治体からの委託を受け、主に以下の2事業を実施することが想定される。 <ul style="list-style-type: none">●自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法第2条第2項) 就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等●家計相談支援事業(生活困窮者自立支援法第2条第6項) 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等 (注)いずれの事業も自治体が直営又は委託により事業を実施。

-99-

資料 7 生協が自立支援・家計相談支援に取り組む場合の留意点

- ・相談事業は福祉事業と位置付け、件数で 10/10 までは員外利用許可不要とした。
- ・貸付事業の相談は員外利用許可を不要とした。

事務連絡

平成27年1月29日

各厚生労働大臣認可（本省）
消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

生活困窮者自立支援法の施行に伴う留意点について

日頃より消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下、「組合」という。）の適正な運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への自立支援を強化する生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の平成27年4月からの施行に向け、国や都道府県等において各種準備が進められておりますが、組合においても、その活動を通じて生活困窮者の自立に向けた取組、具体的には自立相談支援事業及び家計相談支援事業などの実施が期待されております。

今般、組合が自立相談支援事業及び家計相談支援事業を実施する場合の留意点（組合員以外の利用の取扱い）を別添のとおり整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

《照会先》

担 当：厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室 生協第二係
代 表：03-5253-1111
内 線：(2875)
FAX：03-3592-1459

別添

生協が生活困窮者の相談事業を行う場合は、組合員以外の者を対象として行って差し支えないか。

自治体から委託を受けて自立相談支援事業、家計相談支援事業を行う場合

- 1 生協の事業は、原則として組合員以外の者にその事業を利用させることができない。
(員外利用の原則禁止 生協法第 12 条第 3 項本文)
- 2 ただし、生協が自治体から委託を受けて生活困窮者自立支援法の相談事業を行う場合は、当該委託を受けた自治体の住民であれば、組合員以外を対象に相談事業を行って差し支えない。
(員外利用が認められる例 生協法第 12 条第 3 項第 3 号)

自治体から委託を受けないで自立相談支援事業、家計相談支援事業を行う場合

(相談事業のみを行う場合)

- 3 自治体から委託を受けないで生協が生活困窮者の相談事業を行う場合は、生活困窮者自立支援法の事業には該当せず、生協独自の事業として実施することとなり、組合員以外の利用は原則として禁止となる。
- 4 ただし、生活困窮者の相談事業は、生協法第 10 条第 1 項第 7 号の福祉事業と考えられることから、定款において事業を位置づけた上で、組合員以外の利用分量が 100/100 の範囲内であれば、組合員以外の者を対象として行って差し支えない。
(員外利用が 100/100 の範囲内で認められる例
生協法第 12 条第 4 項、同施行規則第 9 条第 1 項第 3 号)
(注) 利用分量の把握は、基本的に金額ベースで把握するものであるが、無料の相談事業の場合は、生協法の趣旨(生協は原則として、員外利用が禁止され、例外的に利用分量制限等の下、員外利用が認められている)を踏まえ、件数で利用分量を把握するなど適切に管理されたい。
- 5 なお、相談の結果、具体的なサービスが必要になる場合は、地域の関係者や自治体と連携して対応する必要があることから、生協は自治体を含めた地域のネットワークを構築しておくことが重要である。特に生活困窮者自立支援法は自治体の実施主体として行う事業であることから、相談の結果、生活困窮者自立支援法のサービスが必要となる場合は、自治体との連携が不可欠であるので留意されたい。

(貸付事業に伴い相談事業を行う場合)

- 6 生協が貸付事業と一体的に行う家計相談は、貸付事業（生協法第10条第1項第4号の共済を図る事業）に含まれるものであり、利用者が生協の貸付事業を利用するときは組合員である必要があるが、相談の段階では組合員以外の者を対象に行って差し支えない。

＜関係条文の抜粋＞

消費生活協同組合法

(事業の利用)

第十二条

- 3 組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

三 国又は地方公共団体の委託を受けて行う事業を利用させる場合

(略)

- 4 組合は、前項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合のほか、組合員以外の者にその事業（第十条第二項の事業を除き、同条第一項第一号から第五号までの事業にあつては、次の各号に掲げる場合に限る。）を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の同条第一項各号の事業・・・ごとの利用分量の総額・・・の当該事業年度における組合員の当該同条第一項各号の事業ごとの利用分量の総額に対する割合は、同項各号の事業・・・ごとに厚生労働省令で定める割合を超えてはならない。

(以下略)

消費生活協同組合法施行規則

(利用分量割合)

第九条 法第十二条第四項 に規定する厚生労働省令で定める割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 法第十条第一項第一号 の事業 百分の二十
- 二 法第十条第一項第六号 の事業 百分の百
- 三 法第十条第一項第七号 の事業 百分の百

(略)

〔※ 消費生活協同組合法第十条第一項第七号の事業
＝ 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて組合員に利用させるもの〕

生協は組合員の生活改善・向上をはかることを目的としていることから組合員以外の利用は原則禁止とされているが、今日、組合員だけでなく地域の課題解決に向けての役割発揮が期待されており、そのために必要な法令等の改正が行われてきた。

国の審議会等で生協の生活相談・貸付事業に関して期待されている役割などについては下記の記載が代表的なものとなっている。

1.消費者向けのセーフティネット貸付の担い手として

内閣に設けられた「多重債務者対策本部」で策定された「多重債務問題改善プログラム」（平成19年4月20日決定）の中で、「消費者向けのセーフティネット貸付けは、各地域において「顔の見える融資」（丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題の解決に資する場合に限って低利の貸付け）を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていく。（主体は各地域の非営利機関（生協、NPO、中間法人等）や民間金融機関（労金、信金、信組等）。公的な信用付与として自治体が、非営利機関に融資する金融機関に預託金を預ける岩手信用生協の例も参考になる。）とされている。

※ 「多重債務問題改善プログラムの概要」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/gaiyou.pdf>

2.家計相談支援の担い手として

社会保障審議会の生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告（平成25年1月25日）の「家計再建に向けた支援の強化について」の中で、「生活困窮者の家計再建のために、金銭給付のみならず、返済が必要な貸付という枠組みも一つの有効な手段である。家計収支全体の改善等を図る観点から家計等に関する家計相談支援を強化し、必要に応じて貸付する仕組みを検討すべきである。」とされ、「家計相談支援については、新たな相談支援事業の実施主体との連携の必要性等も考慮すると、福祉事務所を設置している自治体を中心に、自治体が行う事業が適当である。また、実際の家計相談支援事業の提供は、地方自治体が地域の実情に応じて直接行うほか、地域の社会資源を踏まえ、社会福祉協議会や消費生活協同組合等の貸付機関等に委託できるようにすることが必要である。」とされている。

3.重層的な金融セーフティネットの構築の担い手として

前項と同じく社会保障審議会の生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告（平成

25年1月25日)において、「生活福祉資金貸付等による重層的な金融セーフティネットの構築」の中で、

- 現行の生活福祉資金貸付については、従来のように民生委員の支援が機能しにくくなっている中、借受世帯への相談支援体制の整備が必ずしも十分でなく、家計再建に役立っていない、あるいは償還率に課題があるなどといった意見があった。
- また、生活に困窮していても、一定以上の収入がある場合は対象外となるなど、借受人のニーズに即した機動的な貸付が行いにくいといった課題も指摘されている。
- このため、家計相談支援事業の導入により、これを社会福祉協議会が自ら実施し、又は実施機関との連携を図ることで、その相談支援体制の充実を図ることも考えられる。併せて、一定の収入があるものの、多重債務や過剰債務等により、生活に困窮している者等に対しては、消費生活協同組合や民間金融機関の参入を促進し、これらの機関が中心となって貸付を行うという役割分担を行うことにより、重層的な金融セーフティネットを構築することが必要である。」とされている。

※社会保障審議会特別部会報告

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002tpzu-att/2r9852000002tq1b.pdf>

以上